

WCRP日本委員会に対する個人の方のご寄附・募金につきましては税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられます。

## 1. 所得税

確定申告の際に日本委員会が発行する領収書を添付し、「税額控除」または「所得控除」のいずれかを選択頂けます。多くの場合、「税額控除」を選択する方が控除される額が多くなります。

また、税額控除を選択される場合は、領収書に同封させて頂きます「税額控除に係る証明書」も添付して下さい。

### 《税額控除額の計算》

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$\text{（寄附金合計額－2,000円）} \times 40\% = \text{控除額}$$

※寄附金合計額は年間所得金額の40%が限度となります。

※控除額は、所得税額の25%が限度となります。

### 《所得控除額の計算》

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$\text{（寄附金合計額－2,000円）} \times \text{所得税率} = \text{控除額}$$

※寄附金合計額は年間所得金額の40%が限度となります。

※所得税率は年間の所得額によって異なります。所得税率は、国税庁のホームページにてご確認ください。

## 2. 住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が、個人住民税の寄付金控除の対象となります。全国一律ではありませんのでご注意ください。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。上限額は、年間所得の30%までです。

条例での指定状況は都道府県によって異なりますので、お住まいの都道府県税事務所・各市区町村の徴税窓口までお問い合わせ下さい。

なお、勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできません。ご不明な点はWCRP日本委員会事務局へご連絡下さい。

電 話：03-3384-2337 メール：rfpj-info@wcrp.or.jp